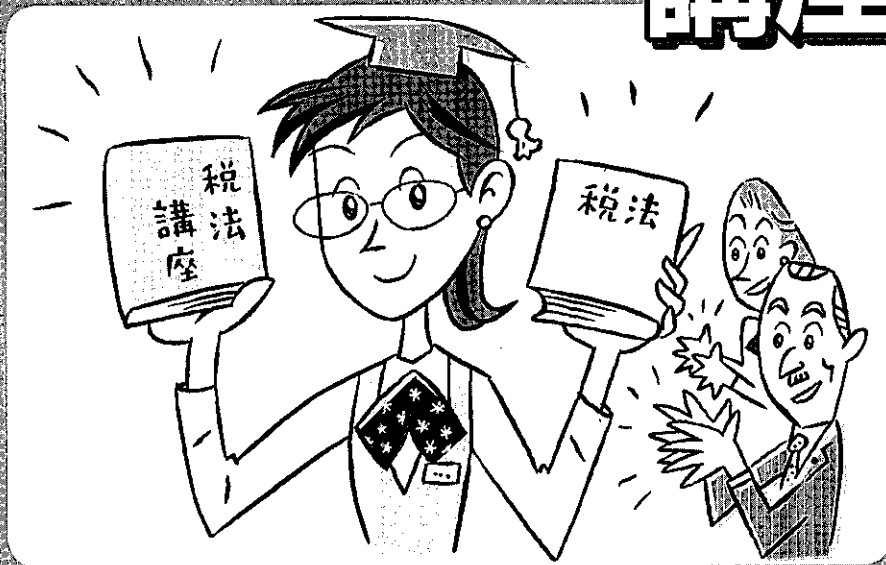


会社の税金の仕組みを丸ごとレクチャーします!

特集

「税法」にメチャ強くなる 講座



イラスト：志賀均

経理の仕事に密接に関わってくる税法ですが、案外その仕組みを知らない人は多いようです。どんな構成になっているのか、施行令、施行規則、基本通達とは何か、毎年の改正はどんな流れで行なわれるのか、などさまざまな疑問があることでしょう。

そこで今月の特集では、会社の税金にまつわる法律について、超ビギナーにも分かるように解説していきます。

提言

税法に強くなれば仕事の自信が湧いてくる!

税理士 野村幸広

なぜ税法の知識が必要なんだろう

みなさんは「経理」という言葉で表わされる仕事の範囲をどのように捉えていますか？ 小学館「大辞泉」で「経理」という言葉を調べると、その第一の意味は「会計・給与に関する事務。また、それを処理すること」となっています。

では、この説明文の中の「給与に関する事務」という部分に着目して、税法との関連をちよつと理屈っぽく説明してみたいと思います。

その説明にあたり、知っておいてい

ただきたい税法の規定があります。それは国税に関する基本的な事項を定めた「国税通則法」という法律です。この法律の中で納税義務と納付税額について定めがあります。

やや専門的な表現になってしまいましたが、ここでは、たとえば納付するべき税金の額について「国税の確定は原則として国税に関する法律（法人税法、所得税法といった個別の税目に関する法律）の定める手続きにより、納付税額が確定する」と定めています。

逆にいえば法律に定めのない手続き（税務署員の勝手な要請等）で納付税額が確定することはない、と定めているわけです。

また納税義務についても、さまざま

な税金の種類ごとに、いつ納税義務が成立するかについて規定しています。たとえば、所得税はいつ納税義務が発生するか、みなさんはご存知でしょうか？ 確定申告書提出のとき？ いえそうではありません。所得税の納税義務は、「暦年の終了のとき」に成立するので。

では、先に挙げた給与事務とこうした税法の規定がどのように関係するのでしょうか。「国税通則法」では、源泉徴収による所得税の納税義務は「その支払いのとき」に成立すると規定しています。つまり、みなさんが給与振込みの手続きをして、会社の口座から社員の口座に資金が移動したその瞬間に、みなさんの会社は給与についての

源泉所得税を納付する義務を負うことになるのです。

そして、その源泉所得税を所得税法の規定に従って徴収すること（※給与明細の控除欄で所得税を控除すること）により、納付税額が確定することになります。

このように、普段何気なく行なっているちよつとした経理事務が、じつは税法の定めにも則って行なわれているのです。

別の例を挙げれば、会計ソフトに仕訳を入力する際に消費税の税区分を選択するといった操作も、税法抜きではできません。給与だけでなく、会計に関する事務においても、日々みなさんは税法の規定に従って処理を進めているということになります。経理に携わる人間にとつて、税法の知識は必須のものだということがお分かりいただけただけでしょう。

税法を知ればこんなメリットがある

いまお話ししたとおり、税法の知識は経理担当者にとって必須のものです。

また、税法の知識があると、経理に携わる人間として自分に自信が付くのではないかと思えます。その最たるものは、税務調査に対する抵抗感や恐怖感・嫌悪感がなくなるということではないでしょうか。

というのも、税法を知っていれば、自分の処理の一つひとつに裏付けがあり、何を質問されても法律にもとづいた説明ができるからです。

また、会社の節税に貢献できるというのもメリットの一つです。節税に貢献できれば、「経理は利益を生まない」などといった意見を跳ね返すことができますね。

逆に税法の知識がないとどうでしょう。自分の経理処理が正しいかどうか、いつもビクビクしていなければならぬということになるのではないかと思えます。それは対税務署だけではありません。たとえば給与に関する税法に精通していなかったら、社員の人から「この税額計算はまちがっているのではないか」といわれた場合に答えに窮してしまつてしまうでしょう。

今年 は定率減税の半減という増税方向の改正がありましたから、社員の人から問い合わせを受けた人も少なくないのではないのでしょうか？

日々細かい数字の整合性を問われる仕事に携わる人間にとつて、自信を持って仕事ができるということは、決して小さくないメリットであると思えます。

ただ税法の知識が必要だとはいっても、その範囲は膨大です。その知識をすべて身に付けるのは到底無理でしょう。

う。税法の専門家である私たち税理士であつても、知らない税法はたくさんあります。登録免許税法等は、登記を専門とする司法書士の方が私たち税理士よりもずっと詳しいものです。

幅広い税法の中で経理に携わる人間として知っておきたい基本知識については、18ページ以降のLessonをお読みいただくとして、ここでは税法の知識を身に付けるための上手な方法



についてアドバイスしておきましょう。まずは税金に関する疑問を放置しないという姿勢が必要です。その都度調べないと、疑問そのものを忘れてしまうからです。次に、記録を残すという姿勢も大切です。せっかく調べて納得のいく結論を得ても、その結論を忘れてしまったら何の意味もありません。最後に、記録を整理することです。せっかく記録が残っていても、必要な

ときにすぐに探し出せないのでは何の役にも立ちません。自分が探しやすいように整理するという意識があれば、この過程でいっそう理解が深まり、知らず知らずのうちに日常業務に必要な税法の知識が身に付くはずですよ。経理部門という部署単位で考えて、みんなが探しやすいように整理するというレベルまでいければ完璧ではないでしょうか。



では、税法の知識を得るために具体的に何をすれば良いのでしょうか？ここでは大きく三つの方法をご紹介します。と思います。

1 常備する書籍は毎年同じものにする

私の事務所では大蔵財務協会の図解シリーズを毎年買い換えています。同じものを買って換えることにより、大体この項目はこの辺に載っているはずだと手が覚えてくれるからです。また、改正が入ったときの新旧比較が容易だというのも、いつも同じものを使うメリットの一つです。

2 顧問税理士の活用

会社に顧問税理士がいるのであれば、疑問に思ったことを質問してみると良いと思います。漠然とした質問をした場合には、税理士の方から「それはこういうことですよ、いいですね？」と確認が入ると思いますので、税法の適用にあたってのポイントが学べます。

3 インターネットの活用

PCとインターネット接続環境があればいくら調査しても無料です。経理担当者がブックマークしておくべきサ

イトを三つ紹介します。

① タックスアンサー

<http://www.taxanswer.nta.go.jp/index2.htm>

いわずと知れた国税庁の税務相談サイトです。基本的な疑問は、このサイトで解決できる可能性が高いはずですよ。

② 国税庁

<http://www.nta.go.jp>

ある程度タックスアンサーを使い込んでいくと、物足りなさを感じるようになると思います。その場合には、国税庁のホームページに「税について調べる」というボタンを押してみてください。

税務署で配布しているパンフレットやマニュアル類は基本的にすべてダウンロードできます。

③ 法令データベース

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

日本のあらゆる法律を閲覧できるサ

イトです。①②から発展して実際に税法の条文にあたってみたいという場合は「活用ください」。その他、都道府県や市町村のホームページも活用できます。というのも、国税については①②でカバーできますが、地方税については何の情報も得られないからです。地方税(主に住民税と事業税)について疑問が生じたときは、検索エンジンから都道府県または市区町村のホームページにいてみることをオススメします。



提言では税法を身に付けることの大切さと、知識習得のための方法についてお話ししてきました。ここからはよいよ具体的な解説をしていきます。提言で触れた内容を踏まえて、Lesson 1~7を理解していきましょう。

Lesson 1
税務イベントを確認しておく

まず最初に3月決算の会社を例にとって、年間の主な税務イベントを確認しておきましょう。年間の「税務イベント」が頭に入っていれば、それだけ税金の知識も理解しやすいはずですよ。

1月

正月気分もそこそこに、1月は税務イベントの多い月です。これは、会社の決算期に関係なく、あらゆる会社において共通することです。

① 支払調書提出

弁護士や税理士等に報酬を支払った場合や、不動産の賃料等を支払った場合、その支払者は、支払先や支払金額等を記載した支払調書を、支払日から翌年1月31日までに税務署長に提出しなければなりません。

② 法定調書合計表提出

支払調書や給与所得の源泉徴収票等の金額を集計する表です。

①②ともに「所得税法」の「源泉徴

収の部分」で規定されています。

③ 給与支払報告書提出

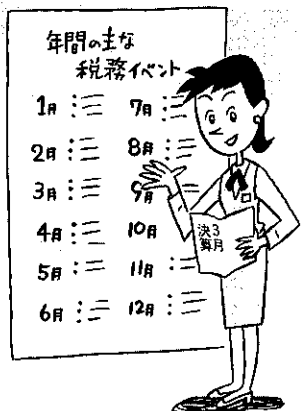
地方税法の規定です。1月1日現在において給与の支払いをする者(会社)は、その給与の支払いを受けている者(社員)について、その前年中の給与所得の金額等を記載した給与支払報告書を、給与の支払いを受ける者の1月1日現在の住所地の市町村に提出しなければなりません。この提出により、社員の人が6月以降に徴収される住民税額が決定されることになります。

④ 償却資産申告書提出

③と同様に地方税法で提出が義務付けられているもので、固定資産税に関する規定の一部です。後述するように不動産については固定資産税が課せら

れます。これと同様に、法人が持っている不動産のうち一定のものについても固定資産税が課せられるのです。

不動産には登記制度があるので、誰がその不動産の所有者か、登記簿を見れば分かります。しかし、動産については登記制度がないので、誰がどのような動産を持っているか、第三者は知ることができません。そこで、固定資産税を課するために、会社に提出を求めているのが「償却資産申告書」なのです。



2月

1月のところでも少し説明したとおり、その年の1月1日の不動産所有者に対しては、固定資産税が課せられます。税率は不動産価格(固定資産税評価額)の1.4%で市町村が課税します。地方税法上は、固定資産税の納期は4月、7月、12月および翌年2月と定められています(ただし、市町村の事情により、条例でこれと異なる納期を定めることができます)。4月が第1回目の納期限ですので、2月は最終回の納期限ということになります。

5月

3月決算法人の場合、決算に連動して確定・納付する税金の申告・納付期限となります。法人税についてはLesson 2で、消費税についてはLesson 3で、道府県民税、市町村民

6月

1月に提出した給与支払報告書にもとづいて市町村が各社員の住民税額を決定し、会社に通知します。この通知にもとづいて、会社は6月から翌年5月までの給与から住民税を徴収し、原則として翌月10日までに市町村に納付することになります。

11月

5月のちょうど半年後です。3月決算法人の場合、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、事業税については、前年実績の半額か、または仮決算にもとづいて計算した税金を納める必

要があります。

12月

何といつても最大の税務イベントは、年末調整です。みなさんにも馴染みの深い税務手続きではないでしょうか。

なお、ここでは年間の税金のスケジュールを紹介しましたが、もちろん不定期に発生する税金もあります。たとえば以下のようなものです。

・印紙税

一定の契約書や領収書等には印紙を添付しなければなりません。これが印紙税です。経理担当者としてはある程度知っておくべき税金かと思えます。

・登録免許税

法務局で登記をするときに必要になります。経理担当者としては登記をする際に確認する程度で良いでしょう。

・自動車重量税

車検の際に納付する税金です。知るというよりは、これを納めないで車検がとれないので、納めざるを得ませんね(笑)。

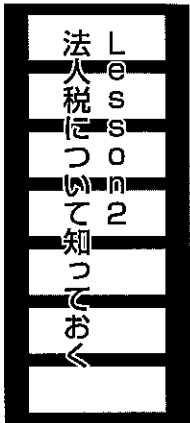
・不動産取得税

不動産を購入した者に対して道府県が課する税金です。固定資産税評価額に対し、土地は3%、建物(住宅以外)は4%の税率で課せられます。不動産購入の際の付帯費用として覚えておきたいところです。

・自動車取得税

自動車購入時に、自動車取得価額の5%(軽自動車は3%)の税金が掛かります。不動産取得税同様購入時の付帯費用として押さえておきたいところです。

なお、ここでいう取得価額は実際の



国税庁が運営する「タックスアンサー」というホームページには、「ことも税金相談」というコーナーが設けられています。ここでは、法人税について次のように書かれています。

「法人税は、株式会社などの会社(法人)の利益「所得」にかかる税金です。会社(法人)は、それぞれで決めた年度「決算期」が終わったあと、その年度の利益をもとにして税額を計算し税務署に申告して税金を納めます。」

法人税法の規定の多くは、この文章の最後のところ、すなわち「利益をもとにして税額を計算し」ということに關する規定です。

利益をもとにして税額を計算するなら、決算書の利益に税率を掛けて計算

取得価額ではなく、メーカーが発表している価額です。

・ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税そのものを知るというよりは、ゴルフ場の領収証に記載されている金額のうち、ゴルフ場利用税の金額部分は消費税の課税対象外として処理しなければならぬということを知っておくべき税金かと思えます。



すれば済むことじゃないか、と思われるかも知れませんが、しかし、タックスアンサーの文章中にも「利益「所得」とわざわざ断っているように、会社の決算上の利益と法人税の課税標準である所得の金額とは一致しません。ここが法人税法のややこしいところなのです。もう少し詳しく見ていきましょう。

1 利益と所得の違いとは

今年5月1日に施行されたばかりの会社法では、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定されています。また、会社法と会社計算規則により、株式会社には、「損益計算書」

「貸借対照表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」という計算書類の作成が義務付けられています。この計算書類のうち「損益計算書」で計算される利益が企業会計上の利益です。一方、法人税法上の所得の金額は、

企業会計上の利益をベースとしながらも、これにプラス・マイナスの調整を加えて算出するという規定になっています。その調整については、次で説明します。

2 益金の額・損金の額

みなさんも「益金の額」「損金の額」という言葉をどこかで聞いたことがあると思います。これらは、法人税法上もとても重要な言葉ですので、ぜひしっかりとその内容を理解しておいてください。

法人税法上の所得の金額は、「益金の額」から「損金の額」を引いたものであるという規定をしています。そして、益金の額というのは「別段の定めがあるものを除き」企業会計上の収益の額、損金の額というのは「別段の定めがあるものを除き」企業会計上の原価、費用、損失の額といういい方をしています。

ここまでの説明で、みなさんは、益金＝収益、損金＝原価＋費用＋損失であるなら、収益－費用で計算される損益計算書の利益とどこが違うんだ、という疑問を持たれたかと思います。じつは、先ほどの益金の額・損金の額の規定で出てきた「別段の定めがあるものを除き」という部分が最大のポイントなのです。

法律規定ではない日本語に翻訳すると、先ほどの益金の規定は、法人税法でとくに定めなければ、益金＝収益で良い、損金の規定も同様に、法人税法でとくに定めなければ損金＝原価＋経費＋損失で良い、という内容なのです。そして、法人税法の本質は、「別段の定め」にあるといっても過言ではありません。具体的には次のようなことです。

3 「益金不算入」の例

たとえば、企業会計上、会社が受け

取った配当金は受取配当金として損益計算書で収益計上します。しかし、法人税法上は、一定の配当金を益金不算入、すなわち、収益に算入しないといっています。これは、配当金というのは会社が課税済みの所得から支払うので、受取り側で再度課税すると二重課税になってしまうからという理由によります。

したがって、法人税法上の所得の金額の計算にあたっては、企業会計上の利益から、一定の受取配当金額を差し引く調整をしなければならないこととなります。

4 「損金不算入」の例

社長の最大の悩みでもあり、経理担当者の頭痛の種でもあるのが、損金不算入に関する別段の定めです。

法人税法上の今年の改正の目玉の一つが役員給与の損金不算入の規定の改正でしょう。企業会計上は、役員に對

して報酬を支払ったり、賞与を支払ったりした場合には当然に損益計算書上費用に計上します。

ところが、法人税法上は、一定の要件に該当しない役員給与は損金の額に算入しないと規定しています。たとえば、四半期に一度だけ支給する監査役に対する報酬などは、事前に支給時期と金額を税務署に届け出ておかない限り、損金不算入となってしまいます。

したがって、法人税法上の所得の金額の計算にあたっては、企業会計上の利益から、一定の要件に該当しない役員給与の金額を加算する調整をしなければならないこととなります。

補習 税法の仕組みを知ろう

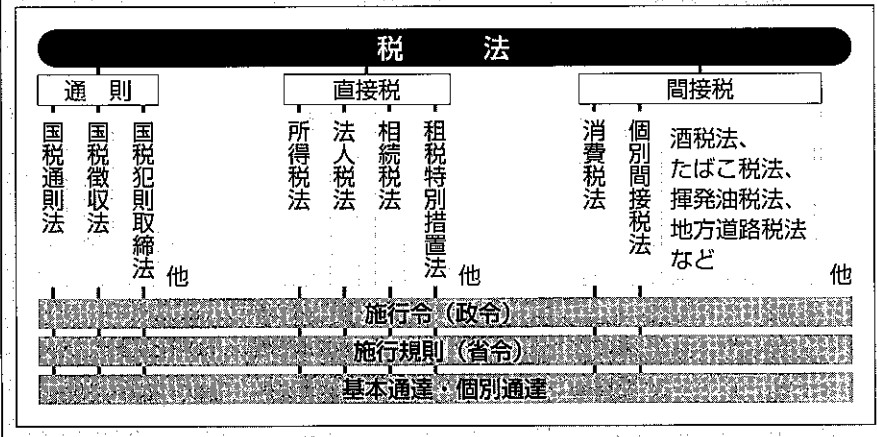
本文にもあるとおり、そもそも日本の税金は法律にもとづいて課税することが憲法で決められています。これを「租税法主義」といいます。つまり、成文化された法律にもとづいていなければ税金を課税することはできないのです。また、課税のための要件も具体的に定めることが求められています。そのため税法は、どうしても条文の書き方が細かくなります。「税法は難しい」という印象を持つ人が多いのもそのためです。

ところで税法という言葉をよく使いますが、じつは「税法」という名前の法律があるわけではありません。いくつもの税金に関する法律を総称して「税法」と呼んでいるのです。税法を

納税の仕方でも分類すると下表のようになります。直接税は納税者が直接納付する税金、間接税はモノやサービスに税金分が含まれていて間接的に納付するものを指します。また「通則」は国税について基本的な共通事項等を定めたものです。

ちなみに表にある施行令(政令)とは、税金の詳細な計算方法など、法律を補うための規定です。また施行規則(省令)は、政令の内容をさらに補足するため、手続きや申告書等の様式等を各省の大臣が制定したものです。法人税法施行規則などがそれに当たります。

通達は、国税庁長官が国税庁職員に對して発する命令で、政令や省令などと異なり、あくまで国税庁内で定められた統一見解に過ぎません。ですから通達に反したからといって即法令違反になるわけではありません。ただ、実務上の基準になっていることは確かです。



Lessons 3 消費税について知っておく

消費税についても、法人税と同様に、「ごとも税金相談」の解説を見てください。

「消費税は、商品の販売などの取引に対して掛かる税金で、お店などの事業者が納めます。この消費税は、商品などの価格に上乗せされていますので、最終的には消費者が負担しているのです。なお、今の消費税は、国に納める消費税と都道府県に納める地方消費税を合わせて5%になっています」

この説明で注目していただきたいのは、「事業者が納めます」「最終的には消費者が負担しているのです」という部分です。

先ほどの法人税は「会社（法人）」は、(中略) 税額を計算し税務署に申告し

て税金を納めます」となっていて、負担者と納税者が一致していました。このように、納税者と、税負担者が同一である税金を直接税、消費税のように納税者と税負担者が異なる税金を間接税といっています。

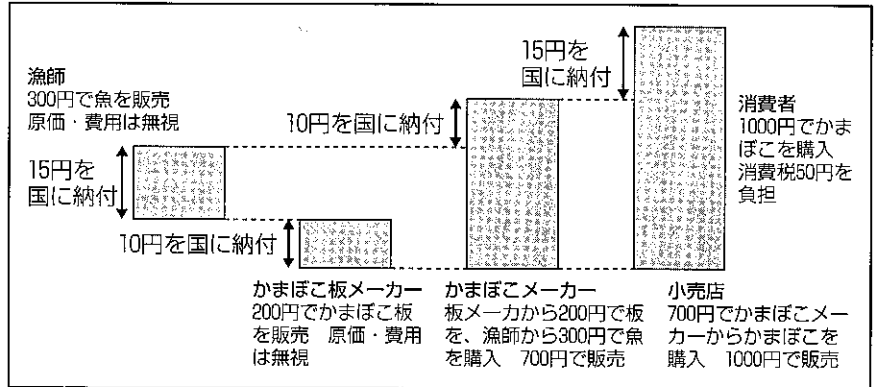
余談になりますが、直接税には法人税の他、所得税、相続税、贈与税、固定資産税、事業税などがあります。間接税には、消費税の他、酒税、たばこ税、関税、揮発油税、印紙税などがあります。

ここで解説する消費税は付加価値税であるといわれます。ちよつとひと言で説明するのは難しいので、図を使って説明しましょう(図表参照)。

図は、かまぼこの流通過程を単純なモデルにしたものです。

下流から出発すると、消費者は1000円のかまぼこの購入に対して50円の消費税を負担します。この50円はどのようにして国に納められるのでしょうか。

図表



うか？

消費者にかまぼこを販売した小売店は、消費者から1000円の売上代金と、その売上に対する消費税50円を受け取ります。一方で、仕入先であるかまぼこメーカーには700円の仕入代金とそれに対する消費税35円を支払います。

この取引によって、小売業者は、1000円-700円=300円の付加価値(おおもね利益という理解で結構です)を生み出しました。よって、この付加価値に対応する消費税を国に納めることとなります。

その金額は1000円×5%-700円×5%=15円です。この金額は、預かった50円と負担した35円との差額に一致します。

次に、かまぼこメーカーを見てみましょう。

かまぼこメーカーは小売業者から700円の売上代金と、その売上に対す

る消費税35円を受け取ります。一方で、仕入先であるかまぼこ板メーカーには200円の仕入代金とそれに対する消費税10円を、すり身の原料の仕入先である漁師には300円の仕入代金とそれに対応する消費税15円を支払います。

この取引によって、かまぼこメーカーは、700円-(200円+300円)=200円の付加価値を生み出しました。よって、この付加価値に対応する消費税を国に納めることとなります。その金額は700円×5%-(200円+300円)×5%=10円です。

この金額は、預かった35円と負担した10円+15円=25円との差額に一致します。

最後に、最上流にいるかまぼこ板メーカーと漁師は、非現実的ですが簡単にするために、まったくコストを掛けずに魚とかまぼこ板を販売したとします。すると売上=付加価値となります。よって、200円と300円に対応する

消費税10円と15円をそれぞれ国に納付することになります。

さて、ここで、それぞれの事業者が納付した消費税額を計算してみましよう。

小売業者は15円、かまぼこメーカーは10円、かまぼこ板メーカーは10円、漁師は15円を国に納めました。その合計額は15円+10円+10円+15円となり、消費者が負担した50円と一致します。

このように、各段階の事業者が自ら生み出した付加価値に応じて納付するような税を付加価値税といえます。そして、それぞれの事業者が国に納めた税の合計額は、消費者が負担した消費税額に一致することになります。

補習②

こうすれば節税に強くなれる

「節税」というと、とかく利益減らしに向かいがちです。確かに法人税は所得の金額に対して税率を適用して計算するものですから、所得金額減らしが法人税額減らしに直結します。ただし、企業会計上の利益と法人税法上の所得の金額とは微妙に異なります。つまり、損益計算書上の利益を圧縮することだけが法人税額減少への道ではないという事です。

そこで損益計算書の利益をいじらなくても法人税額を少なくできる(もちろん、住民税も事業税も連動します)代表的な対策を紹介しましょう。

平成18年度税制改正で交際費の課税範囲が明確化されました。従来、期末の資本金の額が1億円以下の法人につ

いては、交際費のうち年間400万円を超える部分の金額は100%損金不算入、年間400万円以下の部分の金額についても10%が損金不算入となっていました。改正では、この交際費から、「1人5000円以下の飲食費(社交交際費を除く)」が除かれることになったのです。

たとえばある会社が年間500万円の交際費を使っている、そのうち100万円が1人5000円以下の飲食費だったとしましょう。従来なら、400万円を超える部分の100万円と、400万円以下の部分の金額の10%の40万円を合わせた140万円が損金不算入となります。ところが新制度なら、1人5000円以下の飲食費100万円は全額損金算入ですので、損金不算入となるのは400万円以下の部分の金額の10%の40万円のみ。新制度の適用により所得金額を100万円減少させることができます。これに税率を掛

けた金額が節税額となります。

新制度の適用を受けるためには、飲食に参加した者の氏名や人数等、一定の事項を記録した書類を保存しておく必要があります。実際この記録を行なうためには、社長から社員に(領収証にメモ書きを残すようになど)アナウンスをしてもらう必要があるでしょう。このような形で、損益計算書上で費用を新たに増やさなくても、税法の適用要件を満たすことによって税額を少なくできる場合があります。

この他、一定の投資をした場合の税額控除制度等、損益計算書上の利益とは関係なく税額のみを減らせる制度もあります。銀行向けには損益計算書上の利益は確保したいが納税額は減らしたいという場合に活用できます。

税法を学び「利益減らし」だけではない節税策を提案できれば、社長があなたを見る目も変わるかもしれません。

Lesson 4
源泉所得税について知っておく

ここでも「こども税金相談」の解説を見てみましょう、といきたいところですが、源泉所得税は独立した税ではないため、源泉所得税に対する解説は残念ながらありません。

源泉所得税というのは、所得税法の一部分として規定されています。そこで、まずは所得税についての「こども税金相談」の解説を見てみることにしましょう。そこにはこう書かれています。

「所得税は、個人の1年間の所得に掛かる税金です。所得に応じて税金を納める仕組みになっています。納め方は、たとえば、事業をしている人は、自分で所得と税額を計算して、翌年の2月16日から3月15日の間に税務署に申告

して、税金を納めます。

また、給料をもらっている人「サラリーマン」は、給料を支払う人が税金を計算し、給料からあらかじめ差し引いて、まとめて毎月税務署に納める仕組みになっています。

この解説の最後の文(「また」以下の文)が、源泉所得税の説明です。

源泉徴収というのは、文字どおり、その所得の源泉部分で所得税が徴収されてしまうということです。先の解説文は、サラリーマンは、自分の給料全額を手にするこなく納税が完了してしまおうということをしているのです。そして、その税金を国に納める義務のあるものは、「給料を支払う人」、すなわち会社です。

このように所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある者を「源泉徴収義務者」といいます。

蛇足ですが、給与所得に対する所得税の源泉徴収制度は、太平洋戦争の戦

費調達のため、1940年に導入されたものです。国としては確定申告前

税金の前取りができるわけですから、これほど都合の良い制度はありませんよね。

なお、源泉徴収の対象となる所得は給与だけではなくありません。源泉徴収する側ではなく、源泉徴収される側で身近なところでは、利子や配当についても所得税が源泉徴収されています。また、株式投資をしている人なら、特定口座内における株式譲渡益に対する源泉徴収も馴染みが深いと思います。その他、年金についても所得税が源泉徴収されて支払いが行なわれています。

源泉徴収する側で馴染みが深いのは、給与の他、弁護士や税理士への報酬などが挙げられるかと思えます。

これについては次項で少々詳しく見ていくことにしましょう。

Lesson 5 給与所得に係る源泉徴収について知っておく

会社は給与・賞与を支払う際に所得税を徴収し、その徴収日の翌月10日までにこれを国に納付しなければなりません。

給与所得から所得税を徴収する際の税額は、給与の支払いを受ける人が確



定申告をせず、年末調整で年税額を確定させることを前提としているため、非常に細かく定められています(後述の報酬、料金等に係る源泉所得税とは対照的です)。

また、徴収した所得税の納税時期は、小規模な会社(常時給与の支払いを受ける者が10人未満)については事務負担の軽減を図るため、税務署長の承認を受けた場合には、1月から6月の給与から徴収した所得税を7月10日、7月から12月の給与から徴収した所得税を翌年1月20日までに納付することができますという特例が認められています。報酬・料金の代表的なものは、弁護士や我々のような税理士など、士業者に対して支払う報酬です。

この他、原稿料や講演料を支払う会社はある程度の割合であるかも知れません。また、特定の業種になってしましますが、外交員報酬も源泉徴収の対象です。さらに業種の特定されるもの

としては、ホステス等の業務に関する報酬というものがあります。その他にもいろいろと対象となるものがあるのですが、マニアックになってしまいうのでこの辺で留めます。

それにしてもよくこれだけ対象所得を細かくリストアップしたものだと感じてしまいます。

さて、これらの報酬、料金等に対する源泉徴収税額の算定方法ですが、細かい規定はあるもの、おおむね支払い金額の10%です。これは、支払いを受ける者が確定申告を行なうことを前提としているため、給与所得に係る源泉徴収とは異なり、ざっくりとした計算方法となっています。

源泉徴収した所得税の納期については、給与所得に係る源泉所得税同様翌月10日が原則ですが、「土業」に対する報酬に限っては、前述の納期の特例を受けることができます。

Lesson 6 地方税について知っておく

Lesson 2からLesson 4では、会社に関わる主な国税について見てきました。次に地方税についても概略をおさらいしておきましょう。総務省のホームページでは地方税について次のように説明しています。

「地方税は、都道府県や市町村が福祉や教育、消防・救急、ゴミ処理といった様々な住民サービスを提供する上で、重要な原資です。地域社会の会費を地域の住民が地方税という形で負担し合うことにより、住民生活に密着した地方行政が成り立っています。地方分権の推進の観点から、地方税をより充実強化することが大切です」。

これを読むと地方税というのは専ら個人が負担しているかのような印象を

受けますが、法人の所得に対して課税される法人道府県民税、法人市町村民税および法人事業税だけで、地方税収の20%強を占めています。

ちなみに平成16年度の数字を見ると、法人二税(道府県民税、法人事業税)の税収は7兆1887億円に達しています。決して小さくない金額だということが分かります。

さて、経理担当者としては会社に関する地方税として何を知っておくべきなのでしょう? 詳しく知っておくべき税金は、次の二つに集約できます。すなわち、会社がその所得に対して課される税金と、会社の社員がその所得に対して課される税金です。

1 会社が課される地方税

(イ) 法人住民税

(ロ) 法人事業税

会社の損益計算書の末尾は、通常、「税引前当期利益」から「法人税、住

民税および事業税」を控除し、最終的に「当期純利益」を計算するようになっていきます(税効果会計を適用している場合は「法人税、住民税および事業税」と「当期純利益」の間に「法人税等調整額」が入りますが、ここでは割愛します)。

ここで表示される「法人税、住民税および事業税」の「住民税」が(イ)であり、「事業税」が(ロ)です。

いずれも、法人の所得に対して課せられる税金なので、損益計算書上は「税引前当期利益」から控除して表示することになっています。

法人住民税は、さらに、法人道府県民税と法人市町村民税に分かれます。

・法人道府県民税

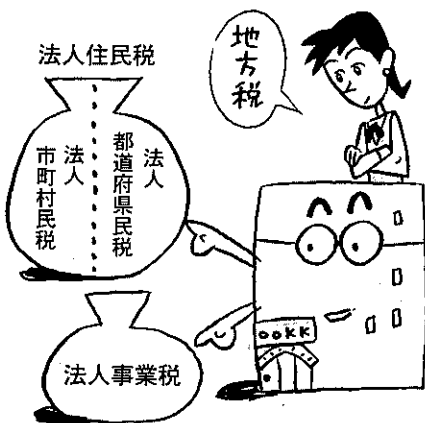
先ほど、法人の所得に対して課せられる税金と説明しましたが、正確には、法人の所得に対して課せられる法人税額を課税標準として計算される税金です。つまり、所得の金額からの計算式

を示すと、「所得の金額×法人税率×道府県民税率」として計算されます。

・法人市町村民税

税金の計算方法は法人道府県民税と同様です。ただ、税率が異なるのと、課税の主体が道府県ではなく市町村であるところが異なります。

なお、法人道府県民税の標準税率は5%、法人市町村民税の標準税率は12・3%ですので、合計すると法人住民



税率は17・3%となります。課税標準

である法人税の税率が、資本金1億円以下の中小企業であれば年800万円以下の所得に対して22%、年800万円超の部分の金額に対して30%です。で、所得の金額に対しては、年800万円以下の部分の金額について22%×17・3%＝3・806%、年800万円超の部分の金額については30%×17・3%＝5・19%となります。

一方、法人事業税は法人の所得に対して直接税率を掛けて計算する税金で道府県に納めます。税率は、年400万円以下の部分の金額に対して5%、年400万円超年800万円以下の部分の金額に対して7・3%、年800万円超の部分の金額に対して9・6%となっています。

2 会社の社員が課される地方税

給与から天引きされている個人住民税がそれに当たります。国税である所

得税とともに、個人の所得に課せられる税金です。これも法人住民税と同様

個人道府県民税と個人市町村民税に分かれます。ただし、法人住民税と異なるのは、申告・納付等の窓口が市町村に一本化されていることです。

税率は、現在徴収されている個人住民税までは道府県民税が2%から3%の超過累進税率、市町村民税が3%から10%の超過累進税率となっていますが、平成19年分以降は道府県民税が所得に関わらず4%、市町村民税が同じく6%、合計10%に一本化されます。



補習① 租税特別措置法について

「租税特別措置法」とは、一定の期間税金を軽減・免除・還付したり、納税義務、税額の計算等の特例を設けること等について規定した法律です。

本来、税制は誰にでも公平、中立でなければなりません。租税特別措置法は反対のことをしているように見えます。というのも、この法律では特例的に税金を減免すること等が定められているからです。

この法律の目的は、不況業種に対するテコ入れを行ったり、一定の取引に重く課税したりして、「特定の政策目的の実現に向けて経済社会を誘導する」ところにあります。税制そのものをあえて政策として活用しているといえるでしょう。

租税特別措置法には、以下のような特徴があります。

- ① 法の適用期間が定められている
- ② ある一定の業種・規模を決め、その対象者のみに優遇措置を設けている
- ③ 逆に本法より厳しい規定も置かれている
- ④ 青色申告を前提条件とする規定が多い
- ⑤ 申告書(明細書)の提出を要件とする場合が多い
- ⑥ 第三章は所得税法に、第三章は法人税法に、第四章は相続税法に、といった具合に各法律の特例として規定されている

たとえば、「平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度において〇〇する」等と期限を設けている条文が多いのですが、こ

れはその期間だけ適用があることを示しています。これは「一時限立法」などといわれるものですが、先の例でいえば平成20年4月1日以後開始事業年度では、この条文の効力がなくなってしまうということの意味しています。

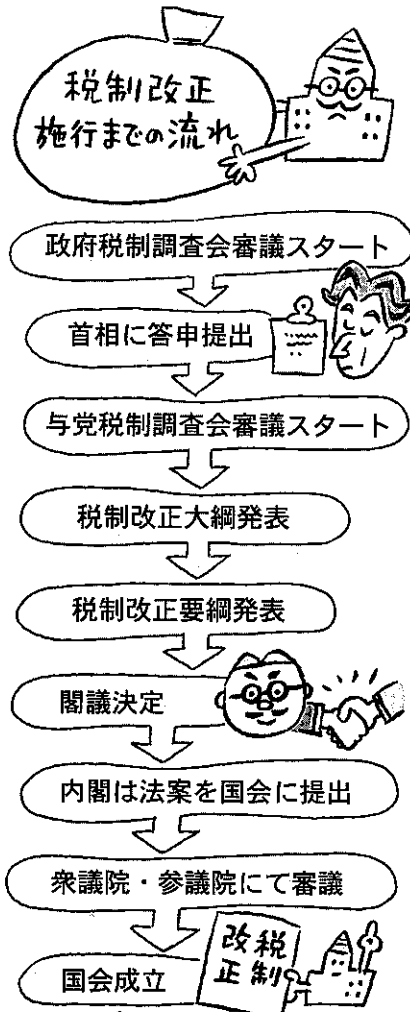
このように、租税特別措置法は放置しておく効力を失う「日切れ法案」となっているのが大きな特徴です。また、業種の限定や資本金規模の限定などがなされ、ある特定の会社しか適用できない条文が多いのも租税特別措置法の大きな特徴です。

しっかり調べて、自社に有利になる規定に関しては見逃すことのないようにしましょう。

Lesson 7 税制改正の流れはこうなっている

税制改正は、おおよそ左の図のとおりの流れで決定されます。平成18年度税制改正を例に取って、そのスケジュールを確認しましょう。

まず、平成17年11月25日に政府税制調査会が「平成18年度の税制改正に関



する答申」を首相に提出しました。次に、これを受けて与党税制調査会が審議を開始し、12月15日に「平成18年度税制改正大綱」が取りまとめられました。

続いて、年明け平成18年1月17日に「平成18年度税制改正の要綱」が閣議決定され、この閣議決定にもとづき内閣が法案を作成し、2月上旬に国会upper程されました。

これらの法案が衆議院・参議院で審

議され、「所得税法等の一部を改正する等の法律案」が3月27日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」が年度末ギリギリの3月31日に成立しました。

答申、大綱、要綱、法律案とお堅い言葉が並んでいます。要はスケジュールの後になるほど具体的にになると押さえてください。また、大綱と要綱は決定機関が異なるだけで、基本的には同じ内容です。



税制改正 施行までの流れ

では、答申と大綱・要綱ではどの程度記述に違いがあるのでしょうか？

たとえば、今年から縮減された所得税の定率減税（給与計算を担当されている方ならご存知ですよ）を例に、答申と大綱でどの程度違うか見てみましょう。この改正は平成17年度税制改正で行なわれましたので、平成17年度の答申と大綱をくらべると、以下のとおりです。

① 答申

「定率減税については、平成18年度までに廃止すべきである。その際、経済への影響を考慮すると、平成18年度税制改正において一度に廃止するよりも、段階的に取り組むことが適当であり、平成17年度税制改正においても縮減を図る必要がある」。

このように、「段階的に」という表現となっており、具体的に「いくら」

「何%」という数字が出てこないのが答申です。

② 大綱

「定率減税の額について、次のように引き下げる。

(1) 所得税

現行

所得税額の20%相当額（20%相当額が25万円を超える場合は、25万円）

改正案

所得税額の10%相当額（10%相当額が12・5万円を超える場合は、12・5万円）

（以下略）

このように、具体的な数字が記述されるのが大綱です。大綱が出ると新聞・雑誌にも「平成の大増税！」のような記事が出ますので、経理担当者は年末の新聞記事は要チェックです。

さて、前年末から年が明けて年度末（3月末）までの間は、税制改正の話



12月15日
平成18年度
税制改正
発表され
ました

平成の大増税と好みました!

具体的な数字が記述されたのね!

題で持ちきりとなりますが、多くの改正はごく少数の例外を除き、法人課税については改正年度の4月1日以降開始事業年度、個人課税については翌年1月1日以降について適用されることとなります。

そうすると、特に個人課税については、前年度の改正内容が重要になってきます。先ほど例に挙げた定率減税について説明してみましょう。

平成18年度税制改正大綱では、「定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止する」となっています。これは、所得税については平成19年分、住民税については平成19年度分からは全廃するという意味の文章です。

ですから、この改正が実際に業務に影響してくるのは来年なのです。税制改正の記事を読む場合には、「適用時期」に注意して読むと、無用な早とちりをせずに済みますので、ぜひ頭の片

隅に置いておいてください。

ちなみに近年は、小泉首相が主導してきた構造改革により、税制も大きく変わってきています。分かりやすいのは所得税率、住民税率の改正でしょう。

平成18年度改正では、ニュース等でおなじみの「三位一体改革」(国から地方への国庫補助金の削減、地方へ税源を移譲、地方交付税の見直し)の1環として、個人課税においては住民税率が現行の5%、10%、13%の3段階税率から10%の単一税率に一本化され、代わりに所得税率がより細かく現行の4段階税率から6段階税率となること

が決定しています。より地方に税源を移そうという趣旨の改正です。

このように、ときの政権や経済状況等により、税制は常に変化しています。そのようなことを念頭に置きながら新聞・雑誌を読んだりニュースを見たりすると、税に関する話題に敏感になれるかも知れませんね。

補修4 税制調査会(しこうさんかい) って?

税制改正で必ず出てくる「税制調査会」ですが、同じ税制調査会という名前でも政府税制調査会と与党税制調査会がある等、耳にする割にはよく分からないという人が多いようです。そこで最後に、税制調査会の概要について解説しておきましょう。

そもそも税制調査会とは、毎年行なわれる税制の改正において、現行の税制の見直しや、どこをどう改正するかについて等の膨大な要望を整理し、翌年の税制改正の大枠を決定するための機関です。

この税制調査会には「政府税制調査会」と「自民党(与党)税制調査会」という二つの別々の機関があります。ではその違いは何なのでしょう。以

下で、その違いを見ていきましょう。

政府税制調査会

政府税制調査会は、内閣総理大臣の諮問機関(国や地方自治体等の行政機関から特定の問題点について参考意見を求められたときに、多角的に検討し、回答する機関のこと)で、税制のあり方について幅広く議論するために設置されたものです。

つまり政府税制調査会は、問題に関して「このようにしてはどうか」とすすめることはできても決定権はなく、あくまで税制の問題に関して回答、報告をする機関なのです。

自民党(与党)税制調査会

自民党(与党)税制調査会は、税制改正の内容を事実上決定する機関です。政策を審議する政務調査会に属しています。メンバーには税制通の長老議員が顔を揃えている50人以上の大所帯で

いかがでしたか? 経理担当者として知っておきたい税金の知識を駆け足で見てください。まずは基本を抑え、自分の得意な分野について、ぜひ前向きに勉強してください。

●のむら ゆきひろ

1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。税理士・社労士らとの共同事務所経営を経て、2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。2002年中小企業診断士登録。URL<http://www.nomura.co.com>、Mailinfo@nomura.co.com【近況】今年はこのところのお気に入りブルックナー。指揮者ブルーノ・ワルターによれば、「ブルックナーは神を見た。しかしマーラーは神を見ようとした」らしいです。

す。

自民党(与党)税制調査会には、各種団体や各省庁から税制改正の要望が提出されます。自民党(与党)税制調査会は、その提出された要望のうち、どれを採用するかを小委員会で議論します。その後は正副会長会議にあげて最終決定し、さらに自民党としての機関決定のために総務会の了承を得ます。

このように、政府税制調査会が税制の理念や体系、仕組みを提示するのに対し、自民党(与党)税制調査会は具体項目ごとの税率や課税方法などを事実上決定するという役割分担になっているのです。

ただでさえ膨大な税制ですから、このように役割分担をしていないと、スケジュールどおりに税制改正を行なうことが難しいのが実情です。